

平成 2 9 年 第 2 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成29年第2回京丹波町議会臨時会

平成29年8月8日（火）

開会 午前9時00分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第51号 京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数
に関する条例の制定について
- 第5 議案第52号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第53号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 坂本 美智代 君
- 2番 東 まさ子 君
- 3番 森田 幸子 君
- 4番 篠塚 信太郎 君
- 5番 山田 均 君
- 6番 山内 武夫 君
- 7番 山下 靖夫 君
- 8番 原田 寿賀美 君
- 9番 山崎 裕二 君
- 10番 村山 良夫 君
- 11番 岩田 恵一 君
- 12番 北尾 潤 君
- 13番 梅原 好範 君

14番 鈴木利明君

15番 松村篤郎君

16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（6名）

町長 寺尾豊爾君

副町長 畠中源一君

参事 伴田邦雄君

参事 山田洋之君

総務課長 中尾達也君

農林振興課長 栗林英治君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 堂本光浩

書記 山口知哉

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番議員・原田寿賀美君、9番議員・山崎裕二君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第51号ほか2件でございます。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

8月7日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

また、7月5日に産業建設常任委員会、7月19日に議会活性化特別委員会、7月28日に総務文教常任委員会並びに福祉厚生常任委員会との合同による全員協議会を開催しました。

議会広報特別委員会には、議会だより第53号を発行いただきました。

本会議終了後、議会活性化特別委員会が開催されます。委員には、ご苦労様でございますが、引き続きよろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第51号 京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について～日程第6、議案第53号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第4 議案第51号 京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから、日程第6 議案第53号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただいておりますこと誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第51号 京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第52号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の会長、職務代理及び委員の報酬の額を見直すとともに、農地利用最適化推進委員の報酬の額を定めるものであります。

議案第53号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額109億7,027万6千円から6,957万7千円を減じ、補正後の額を109億69万9千円とすることをお願いしております。

今回の補正は、議案第51号及び議案第52号に関連するものであり、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に伴う報酬額の追加を行うとともに、平成29年第1回京丹波町議会定例会においてお認めをいただきました平成29年度京丹波町一般会計当初予算のうち、新庁舎整備事業の新庁舎建設設計業務委託費において、委託期間が翌年度にまたがることから、翌年度に支出が見込まれます事業費について、一旦減額し、債務負担行為として新たに計上するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 改めまして、おはようございます。ただ今、上程となりました議案第51号 京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の選出方法が、これまでの公職選挙法に基づくものから議会の同意を要件とする町長の任命制に改められ、農業委員の定数も地域の実情に応じて、法施行令で定める基準に従い条例で定めることになったところでございます。また、農業委員とは別に、現場活動を担うため、新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することとされ、その定数に関しましても基準に従い定める必要があり、今回、京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定をお願いするものでございます。

また、議案書の裏面のほうをご覧くださいまして、附則の2番でございますけれども、「農業委員の任命及び推進委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。」と、しておるところでございます。これにつきましては、現在の農業委員さんの期日が来年の2月10日となっており、すみやかに新たな委員に移行をすることとしており、準備行為を上げさせていただいておるところであります。

また、この条例の制定に従い、施行日をもって既存の定数及び選挙区を定めた京丹波町農業委員会条例は、廃止をすることとしております。

本日、お手元にお配りをしております資料1をご覧ください。まず、農業委員の定数でございますが、農業委員会の合理化により総会を機動的に開催できるよう、現行の委員の半数程度にすることとされており、本町ではお手元の資料1の表を見ていただきますと、農家数それから農地面積等からみまして、第2項のところに該当し、上限の19名になるところでございます。今回、条例の中の定数19名につきましては、農業委員会の業務は減っておらず、地域の農業の振興と農地の適正利用を推進するため、できる限りの委員の数を確保をし、地域の代表制を担保する必要性があることから、上限の19名として提案をさせていただくものでございます。

次に、推進委員の定数でございますけれども、農地利用最適化推進委員は、農業委員の減少により現地活動が停滞しないよう、主に法令上の業務のうち現地での活動を推進するた

めに新設されたものであります。推進委員の定数につきましては、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数となっておりますのでございます。資料のほうにも記載をしておりますけれども、京丹波町の区域内の農地面積、2,128ヘクタールを100で除しまして、22人の上限となるところであります。この22人につきましては、町内の全域で円滑な活動を確保するためには、現行の農業委員の担当地区割程度の人数を確保する必要があり、法令上の上限の数字を今回提案をさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第52号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

町長からの提案理由説明のとおり、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員の定数が30人から19人に減少するとともに、農地利用最適化推進委員が新たに設置をされることから、農業委員の業務量等の変更に伴う報酬額の見直しや新たに設置される農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるものであります。7月に報酬等審議会を開催しまして、本町の農業委員会の現状、法改正により農業委員会制度がどのように変わり、各地区の委員数割の根拠や農地面積の状況などを確認するとともに、新たに設置される農地利用最適化推進委員の業務内容などから、報酬額の見直しと、新たな報酬額を決定いただいたところでございます。審議会からの答申を受けまして、報酬額を決定し、条例改正を行うものでございます。

議案の裏面をご覧くださいと思います。農業委員会の欄の会長職におきましては、従前の額から3万円引き上げまして年額25万円に、職務代理の職におきましては、従前から4万円引き上げまして年額22万円に、委員におきましては、従前から3万円引き上げ年額20万円とさせていただくものでございます。農業委員の年間の活動回数及び活動時間による対価を積算のうえ報酬額を決定したものでございます。この農業委員の報酬額を基準といたしまして、役職分の年間の活動回数及び活動時間をさらに積み上げまして、会長、職務代理の報酬額とされたところでございます。また、新たに農地利用適正化推進委員の報酬としまして、農業委員と同額の年額20万円とさせていただくものでございます。推進委員の報酬の額につきましては、推進委員の現場活動が極めて重要であることか

ら、農業委員と同様に想定されます年間の活動回数及び活動時間によります対価を積算のうち、報酬額を決定したものでございます。

また、経過措置としまして、本条例の施行の際現に存在する農業委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するという経過措置を設けておりまして、現行の農業委員さんにつきましては、現行の額での支出を行うものでございます。

以上、議案第52号の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご議決賜りますようによろしく願いをいたします。

続きまして、議案第53号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。町長の提案理由説明にもありましたように、平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）では、補正前の額109億7,027万6千円から6,957万7千円を減額しまして、補正後の額を109億69万9千円とさせていただくものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、3ページの第2表、債務負担行為補正でございます。新庁舎にかかります建設設計業務でありまして、平成30年度までの期間で限度額を8,800万円とさせていただくものでございます。今回、新たに設定をいたしました債務負担行為補正につきましては、平成29年第1回京丹波町議会定例会におきましてお認めをいただきました平成29年度京丹波町一般会計当初予算のうち、新庁舎整備事業の新庁舎建設設計業務委託費におきまして、隣接町道の警察協議に時間を要したことから、委託期間が翌年度にまたがるという状況が見込まれますので、翌年度に支出が見込まれる事業費につきまして、一旦予算を減額をさせていただきまして、債務負担行為として、新たに計上をさせていただくものでございます。

次に、めくっていただきまして4ページの第3表、地方債補正であります。新庁舎建設設計業務委託費で今年度支出見込みとしまして3,200万円を除きまして、減額をさせていただきます7,000万円の財源として充当してございました合併特例債分6,650万円を、今回、減額をさせていただくものでございます。

次に、事項別明細書の4ページをご覧いただきたいと思っております。歳出でございます。2款 総務費、5目 財産管理費、13節 委託料では、債務負担行為補正で説明をいたしましたように、新庁舎建設設計業務委託料7,000万円を減額しております。債務負担行為の補正は、8,800万円を計上してありまして、その差額につきましては、当初予算時の積算に対しまして、具体的な設計内容として仕様書等を見直した結果、設計額について

増額が見込まれることから、事業費を増額して債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

次に、6款 農林水産業費、1目 農業委員会費、1節 報酬では、農業委員会委員等の報酬の改定に伴いまして不足する額について予算計上させていただくものでございます。

1枚戻っていただきまして、事項別明細書、3ページの歳入でございます。18款 繰入金、3目 財政調整基金繰入金では、事業費の減額に伴いまして、その財源としておりました繰入金を減額をするものでございます。

以上、議案第53号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご議決賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第51号 京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしときたいと思うんですけども。今回、提案になっております、農業委員会の委員の定数、そして農地利用最適化推進委員の定数ということになっておるんですけども。これ具体的には、公選法からはずれる、町長の任命制というのが農業委員になりまして、推進委員は農業委員会が推薦と、こういうことになっておるわけでございますけども。これ選出の仕方ですね。そういうものは規程とか規則とか、そういうものはあるのかどうか。提案されとる中身を見ると定数だけでございますので、具体的にはどういう形になっていくのか、ちょっとその点ですね、一つは伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回の農業委員会法の改正によりまして、新たに、先ほど山田議員からございましたように、農業委員につきましては、議会の同意を得まして、町長が任命するということになっております。また、最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱をするという形になっております。今回の改正によりまして、新たな委員さん、また、最適化推進委員さんにつきましては、それぞれの団体、例えば、法人でありますとか農業者が組織する団体、また区等からの推薦、また応募もとりまして、応募していただくなり、推薦をいただくというような形で今後進めてまいりたいというように考えておるところでございます。それにつきましては、今回の法改正によりまして農業委員会等に関する法律施行規則のほうに、応募方法、公募方法等記載をされておりますので、そちらに基づいて実施をして

まいりたいというように考えております。この、ただ今上程になっております議案につきまして、賛同いただきまして、議決いただきましたら、すぐに各それぞれ区長さんなり農家組合長さんへの説明会を開催したく考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、応募もいけるということで、まあ推薦もあるかと思いますが、もし、応募がたくさんあって、その定員をオーバーしたときには、どういうふうを選ぶというか、選任されるのか、それを1点お聞きしたいのと。

それから、今回新たに農地利用最適化推進委員を設けるということで、22人ということですが、現地活動をしていただくというような説明もありましたが、具体的にいえば、現地活動というたらどういうことをされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） それぞれの委員さんの応募なり、また、推薦を受けまして、その決定につきましては、別途、規則を設けて行うこととしておるところでございます。また、最適化推進委員さんにつきましては、現地活動ということで、主に地域での取り組み活動になるわけではございますけれども、主なものとしましては、農地利用状況調査でありますとか、各種研修会への参加、それから担い手への農地集積や集約化を進めるための話し合い活動への参加、そういったもので特に集落で行われます座談会等への参加等も行っていただくということが義務付けられてきておるということでございます。また、大きな課題であります遊休農地の発生、また解消についての活動等、そういったものと国が行っております農地中間管理機構との連携、そういった大きな課題をとっていただいて活動いただかんなんということになっております。この最適化推進委員さんの活動につきましては、農林振興の業務の担当者と同じくして、地域のほうに入って一緒に活動して、それぞれの地域の座談会、夜の懇談会でありますとか、そういったものにも数多く参加をいただかんなんというようなことが主な業務になってこようかというように思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 二、三お聞きしたいんですけども、まず、現在の農業委員会というのが、最近は少なくなりましたけども、不法投棄の最大の要って言うんですか、具体的に言えば、農業委員会で阻止していただかないとできない状態になったわけです。で、今後、不法投棄ではありませんが、太陽光発電の設置等につきましてもですね、特別なそういう

規制って言うんですかね、それがたぶん農業委員会しかないとなるわけですけども、その中で、その辺の対策については、どのように考えておられるのか、どのような規制って言うんですかね、環境保護のための条例等があるのかどうかということをお聞きしたいのが1点。

それから2点目は、農地の最大の目的は、農地の最適化活用をあげてるわけですけども、今も話がありました遊休農地ですね、特に山間部、中間地域にあります当町の場合は、圃場整備した区画も、場所によっては違うのかわかりませんが、だいたい300平米以下のものですね。こういうもんで、活性化するって言ったかて、例えば、1町っていうか、1ヘクタールとかそういう大きさの土地であれば、機械化農業で大規模農業ができるわけですけども、現状、当町の場合、その300平米程度のもので機械化して、いわゆる量産をすることによって単価で競争するという事はなかなか望めないと思うんですが、具体的に遊休農地の活用というのを、事例を挙げていただきたいと。

以上、よろしくお願します。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、1点目の関係でございますけれども、農地に関わります太陽光等農地の開発なり、また転用についてはですね、農地法に基づいて農業委員会のほうは判断をされるところでございます。農地でございますので、農振法があったり、農地法があったりということで、そういったもので、農地については一定守られておるということでございます。また、特に近年、太陽光発電等のお話も多くあろうかというように思うんですけれども、それについては、現在、町のほうでガイドラインの制定に向けて取り組みを進めておるところでございますので、また、ガイドラインの制定後につきましては、農業委員会のほうも参考とされて、また判断に活用されるということでございます。また、遊休農地の活用でございますけれども、特に本町、1筆あたりの、先ほどもございましたように、圃場面積につきましては、丹波地区ではおおむね圃場整備で30アール区画、瑞穂でも20アールから30アール区画、和知でも多いところでは20アールから30アールでございますけれども、通常の圃場については10アールぐらいの区画になっておるところが多くあります。また、現在では、国の土地改良法の見直しもされまして、所有者の同意を得ず、また負担もなく事業が実施をできるというような形で土地改良法の見直しもされたところでございます。一定、農地中間管理機構を通じての土地の貸し借りがないと事業の要件にはのらないわけではございますけれども、そういった事業も活用していきながら再圃場整備ができる地域にあっては、取り組んでいけるのではないかと考え

ておるところでございます。また、山間のところにあります小さな圃場につきましては、何かうまく利用できるものがないかということで現在も本町で進めております栗の振興等も進めておまして、昨年も2件の方に栗の栽培のほう、新たにお世話になったところでもあります。また、そのような形で、なかなか大規模区画ができないようなところについては、そういったものも考えながら、進めてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ひとつには、いただいた資料を見ますと、今回の任命制によりまして、いわゆる農業委員の過半数は原則として認定農業者でなければならないと、こういうことになっておまして、法の改正によって、企業も農地の取得ができるということになりまして、当然そういう方も農業委員としての選ばれる権利も有するというようになってくるわけでございますけれども、本来、これまでの公選による農業委員の場合には、農家の代表としてそれぞれ地域から選ばれて地域の事情なんかにもよく精通した人が選ばれていたわけでございますけれども、そういう一番大事な部分がどうなっていくのか一番心配するわけでございますけれども。そういう点については、どのように考えておられるのかということ。

それからもう1点は、来年の2月10日が農業委員の任期で、新たなスタートを切るわけでございますけれども、今もありましたように、それまでに区長さんとか農家組合長に説明をするとか、公募をするとか、いろいろそういう準備が非常にかかるわけでございます。そういうことを考えますと非常に期間が短いというように思うんですけれども、本来、今もありましたように、この農業委員会制度そのものは、今回提案になっておりますこの条例を見ても昭和26年法律ということで、新たな農業委員改正法による改正によって、京丹波町の場合は一番遅い、そういう状況になっておるわけございまして、既に、ほかの市町村はですね、ほとんどの市町村が移行をしておると、こういうことございまして、そういう中で、あえて臨時会でこういう提案をするということは、どうであるかと。本来なら、定例会で提案して、委員会でも十分審議をしていくというのが本来農業委員会の役割やとか、果たしている責務からすると、そういう位置づけが私は当然あってしかるべきやと思うんですけれども、その点についてですね、期間が非常に限られておると、その中でいろんな取り組みをせんなんということと、農家にとって初めて聞かされるということもありますので、非常にそういう徹底の問題、周知の問題も期間的にも非常に短いということもございまして。その辺はどうであったのか、含めてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、今回の農業委員会制度の改革によりまして、国のほうでは、委員の過半が認定農業者が占めるようにというようなことで、一定、出されておるところでございます。しかしながら、本町のように認定農業者の数が非常に少ないところにつきましては、一定、改正の法律の中で、少なくとも大丈夫やというようにことで決められておるところでございますので、そこについては、広く公募していきなり、また、女性の方の参画ということもできるだけいれてくださいというようにことで定められておりますので、そういったことも加味しながら、地域のほうに説明をさせていただきたいというように考えておるところでございます。また、町民さんへの周知の関係でございますけれども、農業委員会法が変わるということで、それぞれの会議等で簡単ではあったんですけども、挨拶の中で混じえさせていただいたり、また、この5月の全体区長会の中でも、一定こういった形に変わってまいりますということで説明を申し上げさせていただいたところでございます。山田議員さんからございましたように、確かに臨時会ということで、現在が8月でございますので、このあとのスケジュール的なものについては、かなりタイトなスケジュールになるかというようには考えておりますが、遅れをとらないように努力してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、遅れをとらないようにということでございますけれども、この条例が可決されるとですね、今後のスケジュール的にはどういう形で進めていくということになると。当然、いろんな広報の問題も含めてですね、周知の問題も含めてせんなんわけでございますし、特に、定数が半分ということになりますとですね、非常に地域での選出も大変やということになりますし、今もありましたように、認定農業者なり、そしてまた女性の割合とか、そういうものもせんなんわけございまして、また、今も配布されておりますように、地域別に一定人数も指定されておりますので、そこでの選出ということになると非常に苦勞をせんなんということも実際あるわけございまして、その辺を踏まえてですね、本当にこれでスケジュール的にいけるのかどうか心配するわけでございますが、ちょっとその点についてですね、今後のスケジュールはどういう形でこの改正を進めていくということになるのか、併せて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今後のスケジュールでございますけれども、現在、事務局で

案を考えておりますものにつきましては、この条例が可決をされますと8月の下旬もしくは、9月に説明会を開催をさせていただきたく考えておるところでございます。また、併せまして、9月の下旬から公募なり推薦のほうを開始をしていきたいというように考えておるところでございます。現在、そのような形で事務局案としまして考えさせていただいております、早ければ12月に議会の同意を得たいというような動きで現在事務局案を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 1点お聞きいたしておきますが、農業委員等の担当地区の案の資料をいただいておりますが、30人から19人に減るということで、だいたい3割ぐらい減るのかなと思うんですけれども、まあ和知は8人が4人になるということで、この担当地区の割り当ての基準ですね、たぶん農地の面積かなと思ってるんですけど、そのほかにも何かありましたら、基準につきまして、どういう基準で担当割り当てをされているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回、資料につけさせていただいております農業委員等の担当地区の案でございますけれども、こちらにつきましては、委員の定数を19人ということでさせていただいた場合の状況でございます。この担当地区割につきましては、この農業委員会法の改正の話に伴いまして、農業委員さん等で準備委員会を設けられまして、農業委員さんのほうでご検討いただいて、一番動きやすい形でそれぞれの地域の面積、それから申請の状況等も加味をされまして、この委員割の提案を事務局のほうにいただいたところでございます。実情を一番よく知っておられる現行の委員さんの意見を反映しまして、まだ案ではございますけれども、こういった形で割り振りをしてはどうかというようなもので参考につけさせていただいております。また、併せまして、推進委員さんの地区割につきましても、従来の活動しやすく、いい状況のところへ配置をするというようなところで、地区の状況等も勘案されまして、こういった形で地区割ができないかというようなことで、案のほうを示させていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） その検討委員会で検討された内容でございますが、基準となります農地面積、また申請件数等の数値のデータはどうだったのか、わかっておればお聞きをし

ときます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） それぞれの地域の地域別の面積でございますけれども、まず、口八田・高岡で119万733平米でございます。それから、水戸・新水戸・須知・市森でございますけれども、そこで94万3,259平米でございます。次に、上野・蒲生・蒲生野でございますけれども、120万1,780平米でございます。次に、曾根・院内・森・塩田谷・安井で151万5,563平米でございます。富田・実勢で157万9,095平米でございます。豊田・上豊田で98万3,351平米でございます。次に下山ですけれども、93万1,262平米でございます。次に瑞穂地区にいかさしていただきまして、中台・橋爪・和田・大朴でございますけれども、127万1,601平米でございます。次に井脇・井尻・八田・小野でございますけれども、107万205平米でございます。続きまして、坂井・水原・上大久保・下大久保でございますけれども、130万1,096平米でございます。続きまして、鎌谷下・鎌谷中・鎌谷奥・東又でございます。91万5,048平米でございます。続きまして、保井谷・粟野・妙楽寺・三ノ宮でございますけれども、こちらのほうにつきましては、95万3,104平米でございます。続きまして、水呑・質志・戸津川・猪鼻でございますけれども、91万1,440平米でございます。次、質美になるわけでございますけれども、質美全体としまして、115万2,025平米となっております。次、和知地区ですけれども、和知地区につきましては、農業委員のほうにつきましては、2つに分けさせていただいております。まず、中山・升谷・市場・大倉につきましては、121万4,429平米でございます。篠原・大迫・長瀬・塩谷・上乙見・下乙見でございますけれども、こちらのほうが、92万4,145平米でございます。西河内・下栗野・細谷・上栗野・仏主でございますけれども、こちらのほうが63万2,425平米でございます。次、本庄・坂原・小畑・中・角・広瀬でございますけれども、131万4,420平米でございます。才原・大簾・広野・出野・稲次・安栖里で127万3,231平米でございます。で、トータル、総面積が先ほど、最適化推進委員の基準となりました2,128ヘクタールでございます。合計が、2,128ヘクタールになるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 申請件数は。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 申請件数につきましては、現在手元に資料を持ち合わせておりませんので、お答えができない状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただ今、提案されております、議案第51号 京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について反対の討論を行います。討論の前に、京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定の提案について一言申し上げておきたいと思っております。本来、この条例の提案は、国の法改正に伴い行われることから、現在の農業委員の任期が来年、平成30年2月10日と決まっていることから、準備期間などを考慮して議会に提案し、十分な審議を経て制定すべきものです。町長は、農業は京丹波町の基幹産業と位置づけられており、その中で、大きな役割を果たしている農業委員会は、行政委員会として農地法に基づく許認可や農業振興施策などの建議を行い、農民の議会と言われてきました。今回臨時会で委員の定数条例が提案をされておりますが、本来なら定例会で提案すべき議案です。何故、臨時会での提案なのか、まさに怠慢と言えます。全国でも臨時会で提案している市町村は聞いたことがありません。緊張感に欠けているのではないのでしょうか。結果として、議会軽視、農家軽視であり、2月の改選に向けて、公募など農家への徹底など不十分であることは明らかであります。この点を厳しく指摘をするものであります。

改めて反対討論を行いたいと思っております。問題点の第1は、提案されている議案は、国の法改正により、これまでの選挙による委員の選任を廃止し、任命制に変えるものです。今回の法改正は、農業者の地位向上を削除し、農地利用の最適化推進が強調されたことに大きな問題があります。農業委員会は、農地法などに基づく農地行政を行い、委員の多数が農業者の直接選挙で選ばれ、農業者の意見を農政に反映することが業務の一つとされることから農業者の代表機関という性格がありました。農業委員会は、民主的な選挙のもと、地域の農地や人の事情に精通し、農家から信頼されている方が選ばれていました。それが、国の農業協同組合法等の一部改正により、公選制から町長が任命する任命制に変更されました。農民の代表機関としての農業委員会の権限を歪め、町長などの行政機関の恣意的な選任が懸念され、国が強行する農地の最適化、流動化のための行政の下請機関にされるこ

とも懸念されます。農業委員会は、今後も農家とその農地、集落を守るため、地域の農業者の多様な意見を生かすべきであります。

問題点の第2は、規制緩和で企業の参入が大幅に拡大し、日本の家族農業が壊され、これまで守り続けてきた農地制度の根幹が壊されるものです。この条例では、委員の選出法などの項目はありませんが、株式会社の農地取得が可能になり、認定農業者になれることから、農業に全く関係のなかった企業が農業委員会へ参入することも可能となり、企業の参入に道を開くものです。農家の代表、農地の番人と言われてきた農業委員会が、企業の参入へと役割が大きく変わることが考えられます。また、農地利用最適化推進委員の役割は、農地利用の最適化として、農業の担い手への用地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進を必須業務とされていますが、中山間地域では、高齢化と獣害被害、低米価などで耕作放棄地が増加しています。今、必要な対策は、農家と農地を守り、地域を守る安心・安全な農産物の生産を応援する対策を強化することです。農業委員会法の改正は、農業のあり方と直結しています。国連は、大規模な機能的農業が環境を破壊し、逆に飢餓を広げていると批判し、中小農家の役割を重視しています。家族経営を基本にした多様な農家の生産組織などが、展望をもって生産できる環境をつくるべきで、そのために役立つ農業委員会にすべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号 京丹波町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今回の農業委員会関連の報酬を決めていただくにあたって、特別職報酬等審議会委員さんにお世話になったわけですが、これ、委嘱の日と、そして委員会は7月

10日に開催されたという情報がさっきありましたが、町長の諮問に対して答申をした日を含めて教えてください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、今回の特別職報酬等審議会の委員さんの委嘱でございますけれども、本年7月の12日でございます。また、町長に対して審議会からの答申があった日につきましては、7月31日でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 委員会が開かれた日は、ちょっと私、聞き間違えてたかもしれませんので改めて教えていただきたいのと、あと、この特別職報酬等審議会委員に関しては、農業委員会に特化した委員構成なのか、それともほかにも特別職報酬等審議会にかけて報酬の増額・減額を審議いただきたいような特別職が、私の中ではあるんじゃないかなというふうに思ってるんですが、その場合は、どういった委員構成に、このままの委員構成でいかれるのか、また、別のメンバーになるのか、そういったところも教えてください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、報酬等審議会を開催しました日につきましては、7月12日と7月27日の2回の開催でございます。また、今回の審議会の委員さんでございますけれども、諮問をさせていただいておりますのが、農業委員会の委員、それから農地利用最適化推進委員の報酬ということで、この2点に特化したものとなっておりますので、今回の審議会の委員さんにおきましては、学識経験というところで、現場の状況等をより知っていただいております振興センター等の農作業受託等の現地での活動をされております方を委員として選任をさせていただいております。また、このほかにも特別職の報酬につきましては、多々ございますので、また、その報酬額の決定にあたりましては、学識経験という部分で、広く見識のある方を新たに選任をするものと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております報酬の関係なんですけども、会長、職務代理、委員ということで、含めて農地利用最適化推進委員ということで今回提案になっておまして、ほかのいろんな市町村の例を見ますと、農業委員と最適化推進委員の金額に若干差があるところが多いんですけども、京丹波町の場合につきましては、農業委員と最適化推進委員のが同額ということで、位置づけをそれだけ重くもっておるといふことかもしれませんが、そうした近隣含めて、いろんな市町村の例も参考にされたんかと思うんですけども、その点についての考え方等に

ついて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の農業委員さん、推進委員さんの報酬の額につきましては、近隣の市町村の先進的な事例等も参考とはさせていただいたところではありますけれども、先ほども提案の補足説明でも申し上げましたように、特に現場重視ということもございまして、推進委員さんの活動が重要になってくるという状況もございまして、そういったことから審議会の委員さんもそういう部分につきましても、いろいろと意見等も出させていただきまして、最終的に実績はまだないわけではありますけれども、当然農業委員さんと同様の活動をお世話になっていくということで、同額というふうに決定をいただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 1点お聞きをいたしておきますが、会長25万円で職務代理22万円、委員20万円、農地利用最適化推進委員20万円ということで、これ算定をされた説明ではですね、活動回数と活動時間で算定をしたということなんですが、それぞれの活動回数と活動時間の算定基礎を教えてくださいたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、活動回数でございすけれども、まず、基本となりますのが、農業委員さんということで、基本的に農業委員さんの活動がベースになりまして、その上で会長職なり、職務代理というのが別の会議等への出席等もございすので、それをベースから上に積み上げているという形での算定となっております、農業委員さんの活動回数でございすけれども、一人年間で56回という活動の回数となっております。

業務の内容をちょっと細かいこととなりますけれども、積み上げをしております、まず、総会、定例会でありますけれども、定例会につきましては、毎月ということで主に半日となっておりますので、半日掛けの12回となっております。それから役員会につきましては、年6回ということで、それぞれ半日となっております。それから、各部会がございまして、農政部会、年6回の半日、それから農地部会につきましても年6回の半日、広報部会につきましても年6回の半日、農地パトロールが年3回の1日掛ける3回となっております。それから、農業者年金の推進活動ということで、年2回、半日でございす。全国農業新聞勧誘活動、年2回、半日でございす。農地法申請箇所の現地確認ということで、これにつきましては、毎月ということで、各半日となっております。それから4条・5条の転用後の完了までの確認ということで、年間を通してとなりますけれども、業

務につきましては、半日となっております。半日が2回となっております。各種研修会ということで、それぞれ年4回、半日でございます。それから申請案件指導相談業務、農振地域の検討業務等につきましては、年間を通してとなっております、半日掛ける6回でございます。あと、現場における推進活動及び京力農場プラン地元調整会議等でございますけれども、年間を通してでございます、半日掛ける4回となっております。また、農地利用最適化推進委員活動の指針作成等でございますが、年3回の半日となっております。

次に、その上で会長並びに会長職務代理でございますけれども、会長職におきましては、町の地域農業再生協議会に年3回の半日分、それから町長に対しましての改善施策意見書の提出が年1回の半日分、研修・視察対応ということで、年3回の半日でございます。各種会議及び事務局からの相談業務が年10回の半日ということで、延べ17回になりまして、この部分が積み上がりまして会長職の報酬となっております。また、会長職務代理につきましては、町長へ改善施策意見書の提出ということで年1回の半日、研修・視察対応が年3回の半日、各種会議及び事務局からの相談業務で年2回の半日となっております、合計6回ということでございます。この部分が会長職務代理の部分に、委員さんからの上積みでございます。

次に、農地利用最適化推進委員さんでございますけれども、業務としましては、農地利用状況調査、これまでの農業委員業務の担当区域内における利用状況等の調査でございます、1日の活動回数で7回でございます。それから各種研修会等への出席でございます。年4回で半日でございます。それから、担い手への農地集積・集約化の推進活動等でございますけれども、年間を通してとなっております、1回あたりの活動が半日で30回でございます。また、農地利用最適化推進委員活動指針における意見聴取等でございますが、年3回半日で計画をしております。それと、総会、定例会に推進委員としての意見の申言等がございますので、毎月半日単位ということで、12回となっております。トータルをしますと、推進委員さんにおきましても、52回となりまして、1日あたりの単価が6,800円としておりまして、回数に1日あたり単価を掛けまして20万600円という数値が出ておりまして、改めて20万円というふうになったところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 時間は算定基準には入っていないかということですね。活動時間もということなんで、半日で、そしたらまあ午前と午後と違うわけですけど、その算定された

時間ですね、3時間なのか、だいたい通常からしたら4時間なると思うんですが、その辺の時間ですね、それは算定基礎に入っているのかということと。

農業委員さんの活動回数ですね、56回ということで内訳も説明していただきましたが、これ部会の関係で、6回・6回・6回と3つありますが、これで全部属しておられないんじゃないかなと思うんですけど重複はしてませんかね、これ。農地部会の出席した回数と広報部会、もうひとつ部会ありましたね、それダブってませんかね、この6回・6回・6回というのは。

それと、農地転用の現地調査、毎月されてますが、たぶん2人ぐらいしか出られてないんじゃないかなと思うんですけど、年6回、ちょっとこれなんか試算が多いんじゃないかなと思うんですが、その辺のことにつきまして、これきちっとそういう現状に合わせた回数になっているのかということについてお聞きをします。まあ最終的には、これ、回数でということになるんですかね、算定基準が。ということで、その点お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 活動時間につきましては、半日ということになっておりますので、まあ4時間ということになります。

それから、農業委員さんの中で各部会にそれぞれ先ほど農政部会なり農地部会、広報部会というふうに申し上げておりますけれども、部会についてはこの農地パトロールを含めてですけれども、そういった部会がありますが、部会に属されております委員さんにつきましては、10人、9人、6人というふうに委員の数はそれぞれ違っております、最終的に合算をして、平均の委員さんが活動をされる日数というのを算出しておりますので、ダブったことにはなっていないと。最終的にトータルで一人当たりの回数を算出しておりますので、ダブってはいないということでございます。

あと、1点、農地転用の関係につきましては、栗林課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 農地の通常の総会前に確認に毎月行っておりますけれども、それにつきましては、現在、会長若しくは職務代理が交代で1名とそれから担当であります委員さんが2名ということで、現在3人で総会前に現地を回っていただいております。そうしたことから、今度、新たに19人というような形になりますので、全体を通しましても人数が減るというようなことで、それぞれ平均的にみまして、6回というような形で算出をしておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 先ほどの説明で、部会の回数ですが6回・6回・6回で三六、18回ということになるんですが、これで月に平均したら1.5回ということになります。で、実際にですね、例えば平成28年度に何回この部会をトータルして、一人で18回出たということになりますのでね、1.5回になりますね、1ヵ月。実際のその回数が何回だったのかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 本日、ちょっと資料を手元に持っておりませんので、正式な回数はちょっと覚えておらないわけでごさいますして誠に申し訳ないんですけども、決算資料のほうには部会の活動の日数等載せておったかというように思いますので、また後日報告をさせていただきたいというように思います。で、それぞれ、農政部会、農地部会につきましては、案件等の件数からですね、年々増加をしたり、それから農業者との意見交換を農政部会では、意見交換を行っていただいております、その事前準備でありますとか、どういった内容で進めていくのやというようなことで、部会活動を行っていただいております。また、農地部会のほうにつきましては、先ほどらいでておりますように近年遊休地等の発生も懸念をされておるところでごさいますして、農地部会としましてもどういった形で今後の農地のあり方を進めていくんやということ等ですね、検討をいただいております。誠に申し訳ございませんが、平成28年度実績については、後で報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

議案第52号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。

10時25分まで。

休憩 午前 10時18分

再開 午前 10時25分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 先ほど、篠塚議員さんからご質問があった平成28年度の部会の開催でございますけれども、農地部会が5回、農政部会が6回、広報部会が3回ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 次に、議案第53号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 今回提案になっております債務負担行為に関わってお尋ねをしておきたいと思うんですけども、設計等がですね、いわゆる警察等の協議で遅れたといいますか、次年度へ引き継ぐということの説明もあったんですけど、これまでの新庁舎の位置についてはね、可決をされたわけですけども、今後のスケジュールですね、設計にとりかかるとということもございますけども、その設計に関わるいろんな意見を取り入れるということも当然あるかと思うんですけども、逐一ですね、議会にも報告するという、こういうこともありました。今の時点での状況というのは、どの時点になっておるのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在の状況でございますけれども、本日、臨時会におきまして、設計業務の委託関係の予算のお願いをしておるところでございます。本日、お認めをいただきましたら、これから公募に向けて公告を始めまして、業者の特定に入っていくという、そういう段階でございます。で、業者のほうが決まれば、業者とともにこれから今後の庁舎の具体的な中身等につきまして、協議をしながら設計をまとめていくと、設計

を仕上げていくという、そういう流れとなっております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） えらい、単式簿記についての知識がありませんので恥ずかしい質問をしなければならないんですが、債務負担行為補正っていうことですが、補正っていうのは、何かがあってそれを正すということではないかなと、このように思うわけです。そういう意味では、平成29年度の予算の中に債務負担行為として予算化しておけなかったのかどうか。で、たぶんその時なかったんならゼロで頭だしをしておいたほうが理解がしやすいのではないかなというように思いますが、その点どうなのかお聞きをしておきたいと、このように思います。

それからもう1点、いつも気になっておるんですけど、3表の地方債補正っていうのも、この金利ですけど、最近の金利はどれぐらいな水準になっているのかどうか教えていただきたいと思います。

それから、先ほどちょっと、私、質問を聞き損なったんですが、4ページの歳出の説明のところ、翌年度になった理由の中に、地域の方との話っていうんですかね、了解を得るのに時間がかかったというような趣旨でなかったかと思うんですが、それは具体的にどういうことであったのかどうかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、今回、債務負担行為の補正ということで計上させていただいております。今回、この事業に関しましては、初めての債務負担行為の設定ではありませんけれども、新規に設定する場合につきましても、債務負担の補正という形で加えることというふうに規則上となっておりますので、それに準じて記載をさせていただいているところでございます。それから、本来ですと当初予算におきまして、債務負担行為を設定をし、次年度にわたる予算措置を講ずべきところではあったわけですが、当初の予算におきましては、おおむね1年で設計業務も完了するという見込みの中で予算全額を当初予算に計上をさせていただいていたところではあるんですけども、実際には、新庁舎の予定地の前面にあります町道ですね、そのルートを選定でありますとか、都市計画道路との交差でありますとか、そういった部分で警察との協議が長引きまして、当初予定しておりました設計の発注に時間がかかったという状況となりましたので、本来、繰越明許という手法も、予算がお認めいただいておりますので、繰越明許という予算措置もとることは可能ではあるんですけども、まだ、未契約でもありますし、これからということでもありましたので、一旦予算のほうを今年度に予定しております事業費を除きまして、調整をさせ

ていただきまして、改めて年度途中ではありますけれども、債務負担行為ということで、次年度に予定します事業費を計上をさせていただいたところでございます。

それから、地方債でございますけれども、新たな借り入れの場合ですと、現行、財政融資資金でありますと0.1%という利率もございます。また、銀行等によります借り入れの場合ですと0.4%から0.8%ぐらいの間で推移をしているというふうに把握をしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） それでですね、その1年後の仕事ということで考えますと、新庁舎の準備をするわけですから、これ全体の予算についてもですね、極端に言えば債務負担行為で何年かかる、平成30年度までですから、債務負担行為で金額をあげてやるべきでないかなと。で、順番でこういうことなしに、前の時にも申し上げてたんですが、事業をやるおりに、やっぱりどれぐらいのお金をかけて何をするのかというのが大事なことでして、何かわからんけども庁舎建てるのに最終35億か36億円かかったというのではちょっとまずいんじゃないかと思います。で、この機会ですので、補正を組んでいただいて、債務負担行為に全体の計画をあげていただきたい。あげることはできないのかどうかということをお聞きしておきたいとこのように思います。

それから、もう1点の質問で回答していただかなかったんですけども、遅れた理由ですね、地元のことはなかったのですかということをお聞きした。特に、地元の方が心配しておられるのは、あその場所は雨水の、最終的には河川に流れていくルートが、たぶんあそこはないとこやと思うんですね。で、今回、一応ふれあい広場は、森林とか芝生とかになってるんですが、それを整地して、建物を建てて、駐車場もアスファルトにするっていうことは、一時的に水が出るわけですけども、その雨水対策というのはできているのかどうか。その辺のことは、地元の人が納得しておられるのかどうか、ということをお聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 全体の工事費を債務負担行為によりまして、しっかりと明示をするというようにというご指摘でございましたけれども、まずは、基本設計それから実施設計におきまして、しっかりと現状の、本来町として住民の皆さんの利便性の向上ができる、そういった庁舎の建設に向けまして、まず実施設計においてしっかりと積み上げをし、全体の事業費を把握するというのが、まず第1段階というふうに思っておりますので、その

実施設計が最終的に組めました段階で次年度以降の本体工事の事業費が、ほぼほぼ確定を
してまいりますので、その段階で債務負担なり継続費等によりまして予算措置をしっかりと
とっていききたいというふうに思っております。

それから、遅れた理由という中で、地元との協議ということでございましたけれども、
理由につきましては、先ほど申し上げました道路の取り付け等の警察との協議が時間がか
かったという状況でございまして、地元につきましては、地元への全体の説明会に入らせ
ていただいた際に区内の排水対策でありますとか、いろいろと都市計画道路も予定をして
おりますので、その都市計画道路の施工等にあたりまして、安全対策でありますとか、い
ろいろな要望をいただいております、その要望につきまして町としてしっかりと対応し
ていくように、今、準備を進めているところでございます。

また、排水対策におきましては、既に全体の測量等も実施をしているところでございま
すので、新庁舎の建設と併せまして、地元の排水対策でありますとか、道路の安全対策で
ありますとか、そういった部分につきましても並行して対応をしまっているというこ
ろでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 排水対策は具体的に把握されているということですが、予算
的にどれぐらいほどかかるのかどうか。また、道路対策についても予算的にどれぐらいか
かるのかどうか。というのは、当初、あの場所を選定する材料の一つというんですか、課
題の一つに、お金がどれだけかかるかということ、準備的なお金がどれだけかかるか。
例えばここでやる場合には、移転費用等に3億円ほどかかるということが一つのネックに
なっていたと。そういうことから考えますと、排水対策とか道路対策っていうのが将来的
にはやらなんことではあるんですけども、特に今度移転することによってそれが加速す
るわけですから、この数字がもしも初めからわかって算出して検討する材料の中に入れて
おくべきだと思うんです。今頃わかったっていうのは、何故か。意図的に今まで黙ってお
られたのかどうか。ちょっとその点もお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 排水対策の全体の予算規模でございますけれども、現在、測量を
しておりますところでございますので、全体額につきましては、把握ができていないとこ
ろでございます。新庁舎の建設と併せまして、並行してという形になるかと思えますけれ
ども、区内の排水対策につきましても進めていくところでございますので、庁舎の建設費
の削減等も考えながら、全体的な事業費が膨らまないように検討をして調整をしまいい

たいというふうに思っております。

それから、当初からそういったものも当然見込んで、新設の場合の積算の参考とすべきというご意見でございますけれども、一定、区内での排水対策という部分につきましては、現地調査等も行ってきたところではございますけれども、庁舎ができることによりまして、その影響も幾分かでてくるというようなこともあって、特に地元からの要望もでてきておりますので、そういった部分につきましてはしっかりと対応をさせていただきながら、事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(村山議員の発言あり)

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 国道27号と国道9号を結びます都市計画道路の関係でございますけれども、これにつきましては、所管の土木建築課のほうで別途事業のほうは進めているところでございまして、そういった事業費につきましても、まだ全体の事業費というのは、算出はされていないわけでございますけれども、今後の普通建設費の中に盛り込まれているということで進めているところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 農業委員会の報酬、まあ最適化委員とかの関係で増額したということで、7月31日に答申があった分で今回の臨時会でこうやって予算を増額計上していただいているわけですが、毎年、私、この時期に臨時会で言うような気がするんですが、一方で7月25日に普通交付税と臨時財政対策債の起債額の限度額が総務省のほうから伝わってきていると思います。今回、いつも、入りは厳しく見積もって出のほうは多めに見積もっていますということで、だいたいいつもならばとんとんくらいになるんですが、今回は普通交付税も臨時財政対策債の起債額もですね、合計して確か8,000万円くらい当初予算よりも少ない交付額、まあ限度額になっていたと思います。それをですね、先ほど臨時会じゃなくて定例会とかいう話もありましたので、そういう意図もあるのかもしれませんが、いつ計上するというようなルールというものです、7月25日にわかって、8月、この8日の臨時会には、こうやって補正予算の中では提案しない、いつ提案するかそういうルールを持ってるのかどうか。そして、何故、早くそういうことはしないのかなというように私は思うんですが、そこに関しての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、お世話になっております臨時会につきましては、特に急を

要すると言いますか、必要な事業費につきまして、お世話になっているところでございまして、先ほどらいからの条例の改正の部分も含めまして、一定、予算措置も反映をさして、ということで同時に審議をいただいた状況にございます。

また、山崎議員から言われております、今回、普通交付税なり臨時財政対策債につきましても、本町への交付額が確定をしたところでございます。これにつきましては、9月の定例の議会におきまして、一定当初予算からの人事異動等によります人件費等も含めまして、動いている部分について予算措置をさしていただくところでございまして、そちらのほうで普通交付税なり臨時財政対策債とか主要な財源につきましても通常の議会の中で、予算の要求なり上程をさしていただいて、例年対応をさしていただいている状況でございます。この日にしなければならないというルールはないわけでありましてけれども、一定予算が確定しました段階で次の定例会というような形での予算措置を従来からとらしていただいておりますので、今回につきましてもそういう対応をさしていただく予定としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 7,000万円を設計業務委託料ですね、7,000万円を減額するということではありますが。説明いただいたかと思うんですが、今年度の事業費はそしたらいくらであったのかということ。ちょっと聞き漏らしていたと思うので、それをお聞きしたいのと。

それから、入札をいろいろ協議がまとまれば発注をかけるということでありましてけれども、入札の方法というのはどういう方法でされるのか。

あるいはまた、今日の説明で8,800万円に増額した理由について、仕様書の見直しによるということでありましたが、これは、どういう中身なのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、7,000万円を減額をしておりますして、新たに債務負担行為によりまして8,800万円を措置をさせていただくとんですけれども、当初の事業費としましては、建築の設計業務委託としまして1億200万円当初予算に計上をいたしております。そのうち基本設計の部分で約3,200万円を本年度に執行を予定をしておりますので、残りました7,000万円につきましては、減額をさせていただいたものでございます。その7,000万円の減額で、新たに8,800万円の債務負担をとらせ

ていただくわけでございますけれども、当初予算の算定の段階とそれ以降で具体的に設計内容、仕様の内容を固めてきておりますので、一番新しいところでの積算をさせていただきましたところ、実施設計にかかります技術者の数というものが、増加をしたということで、1,800万円を加えさしていただいて、8,800万円とさせていただいたものでございます。

それから、設計業務につきまして予定をしておりますのは、プロポーザルによります業務発注を予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ちょっと専門的なことがわからないので、積算の根拠として、技術者の数が増加ということではありますが、これは、どういったらいいのか、委託の期間が伸びたからこういうふうになるのか、この具体的な中身についてお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、技術者の数が増加をしたという部分でございますけれども、具体的な設計につきましては、町と十分に協議をしながら、積算をしていくということを用意をしておりますので、そういったところで技術者の日数が協議等に伴います日数についても増加をする見込みとなっておりますので、その部分を加味さしていただいて、増額とさせていただいております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、予算の関係でいろいろと出とるんですけども、基本的なことでお尋ねしておきたいんですけども、当初で今もありました1億200万円計上して、3,200万円は基本設計に支出したということで、7,000万円の予算があったわけでございますけれども、これを基本にして、本来は、実施設計に入っていくと。そして年度内に支出しない場合は繰り越しをします。予算が不足する場合は、補正をするというのが、まあ財政上の基本やと思うんですけども、今回債務負担行為ということで、一定の枠の中で、お金が支出できるというこういうことになるんですけども、本来、庁舎という非常に町民も議員も含めていろんな声が出ておる中でですね、様々な意見をどう反映させるかという点からすると、我々議員からすれば議会で予算の時にいろいろ議論をしますと、こういうことになるんですけども、そういうことからすると今後どういう形になっていくのかということもありますし、本来であればそういう基本に基づいてすべきだと思うんですけども、その点について見解を伺っておきたいというように思います。当然、年度内に充当できな

ければ繰り越しというのは基本でございますので、必要な場合には補正という基本原則で私は進めるべきじゃないかと思うんですけども、その点についてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本来の考え方につきましては、山田議員がおっしゃいますように、事業費に不足が生ずれば予算措置を行ってというのが本来の姿ではあるわけですが、当初予算でお認めをいただいていた予算でもありまして、工期がおおむね1年にわたるとい状況の中で繰越明許費によります措置も一つ検討はしておったわけですが、事業の推進という部分もありますので、一定、設計の中でどうしても必要となる経費につきましては、債務負担行為によりまして次年度に予算措置を行うという約束のもとで、措置をさせていただいて一体的な業務の発注をしていきたいということでの今回の提案とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そうしますと、先ほどからいろんな様々意見をですね、取り入れていくという点からすると、どの時点でそういう設計に関わるいろんな意見を取り入れていくということになるのか。債務負担行為で8,800万円以内であれば支出していけるわけですから、議会との関係でいきますと、なかなか報告を受けんとですね、状況がわからないと、こういうこともありますし。また、我々の任期も11月ということになっておりますので、非常にそういう時期ではありますけれども、やはり町民的にいつでもですね、関心もあるし、庁舎についてどうなるんだという意見も様々あるわけですから、中身についてもどうあるべきかということも、今後さらに問われると思うんですが、その辺についてですね、どういうふうにそういう声をその設計の中に反映させていくかということになるのかどうか併せて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、業務委託のほうを当初予算の範囲内、それから債務負担行為の範囲内によりまして、2ヵ年にまたがりまして工事の発注をし契約をしようとするものがございますので、一定、業者が決定をしますのが、10月の中頃ぐらいにほぼ決定がされるのではないかというふうに思っております。業者の特定とともにこれまでから内部でもいろいろとワーキング会議等をやりますので、具体的な住民のための庁舎というものをどういうふうなものをつくっていくかというところを議論をしておりますので、そういった部分の考え方をしっかりと委託をお世話になります業者に伝えていきたいと思っております。

ります。また、当然具体的な庁舎の構造等レイアウト等につきましても、議会との協議もしっかりとさしていただきながら、よりよい庁舎の建設に向けまして、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今回の7,000万円の減額ですが、測量設計管理業務委託料として、7,000万円を一旦減額して、債務負担行為にするということなんですが、当初予算では、この測量設計管理業務委託料というのは、いくらやったんですかね。ちょっと私の中では、差額があるように思っているんですが、まず答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほども東議員の質問にお答えしたところでございますが、設計業務委託全体で1億200万円でございます。で、そのうち、基本設計の部分につきまして、約3,200万円というふうに予定をしておりましたので、その部分は今年度の予算執行ということで残しておきまして、次年度になります実施設計部分につきまして、まず当初予算ベースでの減額をさしていただいたところでございます。それに加えまして、先ほど申し上げましたように、いろいろ具体的に設計の内容が固まってくるということもありまして、それに携わる技術者等の数もある程度よめてきましたので、その部分で増額の必要が生じたということで、予算ベースでいきますと1,800万円を追加をさせていただいて、債務負担行為として次年度に予算措置をさせていただくこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどらい聞き逃していた部分が、今、答弁しなおしていただき申し訳ありません。先ほどらい、今、繰越明許費とか、債務負担行為とかいって、言葉が出てきておりますが、繰越明許費というのは、あくまでやってみてできんかった不測の事態に対して繰り越しをすることであって、今回のように1年またぐことがわかつるのであれば当然債務負担行為という選択肢しかないわけですよ。そこを繰越明許費という手法もあるということをおかしいんじゃないかなと思うんですが、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本来の繰越明許費の使い方というのは、事業を発注しその事業の執行の中で不測の事態が生じた場合とか、そういうことで工期が見込みの工期、年度内にできないという理由のもとに、次年度に繰り越して事業をするという時に、繰越明許費の

活用をさせていただくわけでございますけれども、未契約の場合でありまして、一定、その繰り越しの理由というところで、不測の事態とは申しませんが、一定、予定しておりました工期がとれなくなったというようなことで、手法としては、繰越明許というのとれるのかなというふうには思っておりますけれども、今回のように事業費の追加もあり、またしっかりと翌年度にわたって事業をやっていくということの中で、債務負担行為という手法をとらしていただいて、お願いをしているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 農業委員会等の報酬42万3千円ですね、増額ということで計上されているわけですが、この算定額というのは、先ほど議決されました、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するというので、農業委員の報酬も3万円引き上げになって、新たに農地利用最適化推進委員が加わったと、人数的に増えて、年額も上がったということで、補正ということになってるんだと思いますが、先ほどもこの報酬の条例の件で質問いたしました、それで先ほどちょっと答弁があとからあって、部会の開催回数ですね、平成28年度の実際の回数の報告があとから農林振興課長からあったわけですが、やはり、これ、私が言っていましたとおり、重複してますね。6回・5回・3回でしたか、それぞれこれ全部そら部会に属しておられたらね、そういう18回近くなるんですけどね。やはり算定の基礎が間違っていたというふうに私は思うんです。それで、12回という私は算定するんです。ですから、12回ですとだいたい一人当たり4万円ですね、これ少なくなるわけですね、年間いうたら。それが、41人ですか、農業委員19人、推進委員が22名ということで、41人ですね。それ年間にするとしれた額ですけど147万6千円ということで、これを2月10日以降3月31日まで割りますと、補正はなしで減額でいけたんじゃないかなというふうに私は思うわけですが、それにつきまして見解をお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただ今のご質問でございますけれども、現状平成28年度につきましては、農地部会のほうが5回で、農政部会が6回ということで今回の試算の部分については、6回ということにさせていただいております。これについては、毎年それぞれ部会のほうの活動の状況、懸案事項等の状況もございまして、今後人数が19名ということになってくることもございまして、業務的にも増してくるということで回数的には6回をみておるところでございます。また広報部会についてはですね、平成28年度の実績は3回ということになっておるんですけども、部会の活動という形では

3回ですけれども、取材でありましたり、そういった活動もございますので、トータルとして、部会の活動も6回ということで計画をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時 4分

再開 午前 11時 5分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） すみません。一人6回ということでございまして、重複はしてはおりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、ただ今提案されております、平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論を行います。

今回、補正前の額109億7,027万6千円から、6,957万7千円を減額して、補正後の額を109億69万9千円にする減額補正が提案されております。減額のうち、減額の内容は、当初予算で新庁舎整備事業の測量設計管理業務委託料として、1億200万円予算化していたものを7,000万円減額することによるものであります。しかし、減額する一方で新たに新庁舎整備に係る設計業務として、委託業者に8,800万円の委託料を次年度の平成30年度まで保障する債務負担行為の補正が提案されました。当初の7,000万円よりも1,800万円増額して、財政支出を約束するというものであります。理由としては、町道における警察の協議に時間を要し、翌年度にまたがることからという理由でありました。しかしながら、予算の成立後、先ほどのような諸事情のために年度内に支出を終わらない見込みであるならば、平成30年度に繰越明許費として議決をしておき、増額が必要ならば、その時点で増額補正を行う方法のほうが、8,800万円の上限を決め債務負担行為として財源保障をするよりも、行政として町民に予算の執行過程を明確にする上で適当であると考えます。したがって、債務負担行為の増額補正の手法には、賛成できません。また、3月議会での新庁舎の建設場所をふれあい広場にする条例提案の

際には、新庁舎の位置を決めることは、新庁舎の基本計画に示されている場所と規模、事業費と密接に連携しており、新庁舎の位置を決めることは、5,300平方メートルの広さ、総事業費34億2,000万円をベースにした庁舎建設を進めることになるとして、日本共産党議員団としては、京丹波町の財政規模にあった身の丈にあった規模と事業費によって建設すべきと反対をしたところであります。ところで、質疑の中で町長は、議案に賛成してもらった方で、是非とりまとめをしてもらって、誰からも賛成してもらえる役場庁舎にしたいとの発言をされました。しかし、今日の審議の中でも明らかなように、新庁舎の設計については、様々な意見がありますが、どこでこの声を反映させられるのでしょうか。今回の補正では、当初予定の今年度中に設計を終えるということにはならない見通しとなりましたが、計画ありきではなく、詳細な原因を議会にも町民にも知らせ、住民合意の役場建設となるよう求めて討論を終わります。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

議案第53号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成29年第2回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

なお、このあと議員控室において、議会活性化特別委員会が開催されます。委員の皆様には大変ご苦労さんでございますが、引き続きよろしく願いをいたします。

本日は大変ご苦労様でございました。

午前11時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 原田 寿賀美

〃 署名議員 山崎 裕二